

平成 2 5 年 第 2 回定例会

( 7 月 9 日 )

一 般 質 問 資 料

( 1 回 目 )

自由民主党千葉市議会議員団  
向 後 保 雄

平成25年 第2回定例会（7月9日）

二回目から一問一答

通告時間：30分

自由民主党千葉市議会議員団の向後保雄でございます。  
す。

## 1 公会計制度について

はじめに、公会計制度について伺います。本市の財政状況を明らかにし、資産・債務改革を進めるためには「公会計制度改革への取組み」が重要であると考え、これまで一般質問や予算・決算の審査において、本市の取組内容について度々質問をしてまいりました。千葉市においては、公会計制度改革に適切に対応し、保有する資産の評価において優れた「基準モデル」を政令市の中でも先進的に採用するなど、これまでの取組みは大いに評価するところであります。更に、本年度には新たな公会計業務支援システムの導入を決定し、システム開発のための予算やシステムの導入支援委託などの予算措置がされたところであり、より良いシステムが構築されることを大いに期待しているところであります。

そこで伺いますが、まずシステムの構築、導入に向けた具体的なスケジュールを予算の執行状況なども踏まえ、お示しいただきたいと思っております。

## 2 医療的ケアを必要とする在宅の障害児（者）について

次に、医療的ケアを必要とする在宅の障害児（者）について伺います。

障害者自立支援法が改正され、昨年6月に成立し本年4月から施行されている「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」いわゆる「障害者総合支援法」によって、障害者の地域社会における共生の実現に向けて、社会的障壁の除去に資するよう、日常生活・社会生活の支援が総合的かつ計画的に行われるよう定められています。しかしながら、実態は重度障害者に対応できる事業者は少なく、家族介護が中心となっており、しかも高齢化が進展しており多くの方が将来に不安を感じております。

平成24年4月の社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正によって、一定の研修を受けたヘルパー等医療職以外の者が、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアを実施することが可能となりました。しかし、制度改正から1年以上経過した現在も、このような医療的ケアを行うことのできるヘルパーおよび事業所が、十分に増加していない状況にあり、この対応策を検討する必要があることから、高齢障害部障害企画課において、このような医療的ケアの必要性が高いと想定される重症心身障害児（者）の医療的ケアに対するニーズや、本人及び介護者の生活状況について、実態把握をする

ことによって、施策の検討に役立てようということで  
千葉県重症心身障害児（者）を守る会の会員及び市内  
並びに近隣市の通所事業所及び特別支援学校に通う重  
症心身障害児（者）とその家族に協力を求めアンケート  
を実施したと聞いております。

そこで伺います。今回のアンケートによって、明らか  
になったことはどんなことでしょうか。重要と思われる  
ことを2・3お示しくください。

### 3 花の都・ちばの今後と新宿公園プロムナードの風害対策について

最後に、花の都・ちばの今後と新宿公園プロムナードの風害対策について伺います。

まずは、花の都・ちばの今後についてですが、平成15年から「花のあふれるまちづくり取組み方針」に基づき市民、企業、生産者など多くの方々のおかげで様々な事業を展開してきました。

私も、花のあふれるまちづくり運動の一環として、新宿2丁目子ども会が、新宿公園に水仙の球根を毎年植えて3年が経ちました。

また、5月3日のみどりの日のイベントと5月末の週末に行っているコンテナガーデンコンテストが統合されて、中央公園フラワーフェスタとして、まちづくり千葉の檜浦さんのご紹介でキッチンカーによる軽食販売や推奨土産品会のご協力で、えのきやさんの「ちはなちゃん最中」の販売や千葉市さつき協会のご協力でさつきの展示と販売をしてくれて、今までよりも広いスペースを使い、中央公園の全部を使用して活気を持って開催されました。このように、確実に10年間の花のあふれるまちづくり運動の実績が根付いてきております。そこで伺いますが、都市イメージ戦略としての「花の都・ちば」の今後をどのようン考えているの

でしょうか。

次に、新宿公園プロムナードの風害対策についてですが、新宿公園プロムナードは、千葉市都市美基本構想に基づき、街路事業としての国庫補助事業として平成13年3月に整備されたと伺っております。また、その折には地元の強い要望によりゲートボールやグラウンドゴルフのできる広場として整備されたとのことです。

ところがその後、沿道に高層マンションが建設されるなど環境の変化が有り、数年前より強風による砂嵐に悩まされているとのご意見を近隣住民からいただき、6月初めに近隣住民の方々が集まり、中央稲毛公園緑地事務所の方々に風害状況等の説明会があり、私も出席いたしました。出来ればその時に上映されたDVDビデオをご覧いただきたいところですが、議場では許可されておりませんのでプロジェクターよりPDFデータをご覧いただきたいと思えます。

-----プロジェクター(8枚)を説明する-----

この様に強風時には凄まじい砂嵐が発生し、精密機械においては修理しなければならない、あるいは故障して使えなくなる等の事態が生じております。また人体への影響もあるとの意見もありましたし、住むことができないので住まいを引っ越したとの意見もありました。

以前、問屋町の自治会長から、問屋町のマンション

住民から工場の粉じんと思われる被害が問題となっているとの相談があり、環境規制課の方を読んで話し合いがもたれた時に公明党の森山議員と私が呼ばれて参加しましたが、考えてみると私の住む新宿2丁目のマンションでもベランダの床を指でこすると黒い埃がついたのを思い出しました。

そこで伺います。強風が吹いた場合問屋町で問題となっている粉じんが新宿公園周辺まで飛散して問屋町と同様の被害が出るのではないかと危惧しますが、当局の見解を伺います。

以上で、私の第1回目の質問を終わります。

当局の明快なご答弁をお願いします。